

平成30年度ものづくり創出支援事業補助金 3次募集要項

【募集期間】平成30年8月22日(水)～平成30年12月28(金)
の期間で随時募集
(ただし、予算額に達した時点で募集終了となります。)

【申請前に必ずご一読ください】

- 「開発の芽育成支援事業」と「製品・技術事業化支援事業」の申請期限は9/28(金)までとなります。
- 本事業では、要望調査票に記載された事業計画を審査会が評価し、より優れた事業提案を採択します。提出書類に不備や不足がないようご注意ください。
- 要望調査票作成にあたっての不明点は、室蘭テクノセンターまでお問い合わせください。
- 事業内容や対象経費の内容を確認する必要があるため、応募書類をご提出いただく前に、必ず事前にご相談ください。
- 本事業の事業実施期間は、交付決定日から平成31年3月15日(金)まで、実績報告書の提出期限は平成31年3月20日(水)となります。

【応募・問い合わせ先】

〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号
公益財団法人室蘭テクノセンター 企業支援課
TEL 0143-45-1188 FAX 0143-45-6636
URL <http://www.murotech.or.jp/>

- ・ 要望調査票は、当センターホームページからダウンロードできます。
- ・ 要望調査票の提出については、郵送または持参とします。

1. 事業の目的

技術・人材その他室蘭市、登別市に蓄積された産業資源を活用しつつ、起業化から新分野展開、経営革新、技術研修支援まで幅広く対応し、一体化した支援を行うことにより、新製品・新技術の開発、新分野の展開や新事業の創出を促進するとともに中小企業の振興を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とします。

2. 補助対象者

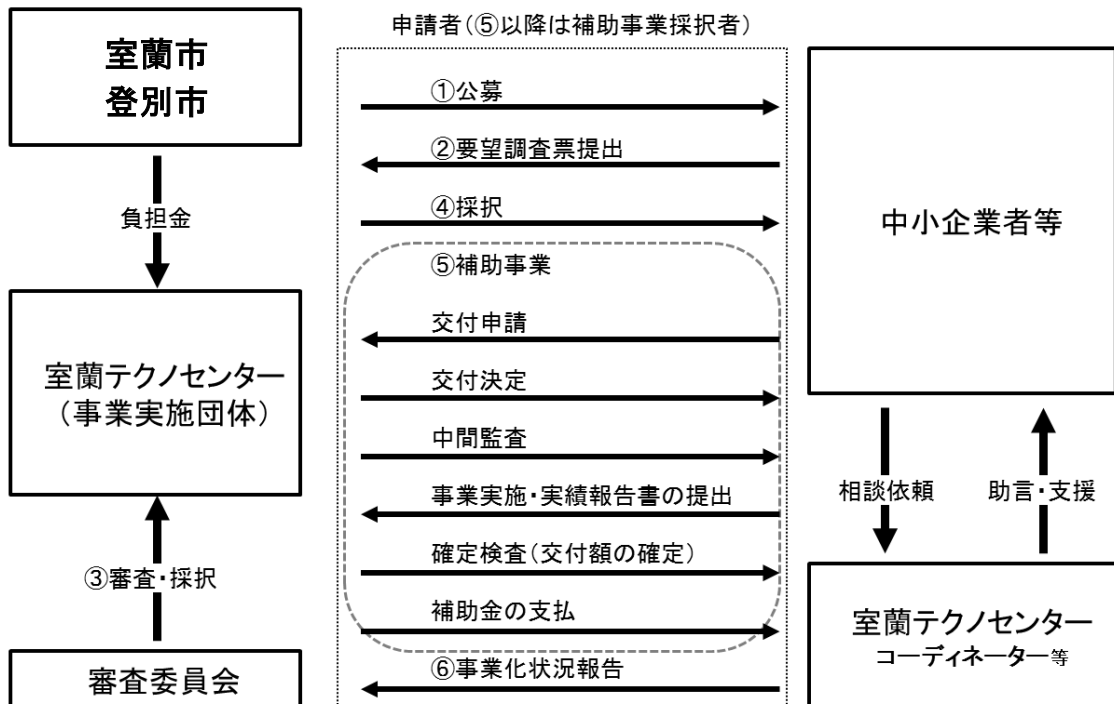
本補助金の補助対象者は室蘭市、登別市に事業所を置く中小企業者に限ります。

本事業における中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する者をいいます。また、中小企業者等とは、中小企業者のほか、室蘭工業大学等の研究機関を含めるもの、任意の団体とは、構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者で、かつ3分の2以上が室蘭市、登別市の企業で組織されている団体をいいます。

3. 補助対象事業について

事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組みの提案であることを要件とします。

4. 事業のスキーム



本事業は室蘭市、登別市の協力をもって実施するものです。
本事業に係る資料等は室蘭市、登別市と共有します。

5. 審査等について

(1) 審査方法

- 要望調査票に記載された事業計画を審査会が評価し、より優れた事業提案を採択します。提出書類に不備や不足がないようご注意ください。
- 採択審査委員会は非公開で行われます。また、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査結果の通知

- 採択案件（補助対象予定者）の決定後、応募者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を室蘭テクノセンターから文書にて通知します。
※採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

(3) 案件採択の公表

- 採択となった場合には、企業名、代表者名、住所、事業計画名等を公表することがあります。

(4) その他

- 採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

6. その他

- (1) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合は、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (2) 本事業終了後3年間は、事業の成果について事業化状況の報告義務があります。また、必要に応じて事業の成果の発表、事例集作成等への協力をお願いする場合がありますことをご認識ください。
- (3) 採択後、補助事業実施の際の不明点は必ず室蘭テクノセンターにご相談ください。